

事件報道から学ぶ（偽造在留カード売買事件）

6月30日（夜）検索したサンケイニュースに次のように出ていた。

「組織的に偽造在留カード提供か 1万円で販売の疑い 中国籍の女逮捕
180人以上が受け取りか」とある。

内容は、「東京都内に不法残留する中国籍の女に偽造在留カードを1万円で提供したとして、警視庁組織犯罪対策第1課は30日、入管難民法違反容疑で、中国籍の女で無職の劉平容疑者（33）＝足立区大谷田＝を逮捕した。容疑を否認している。同課によると、劉容疑者は日本に不法残留する中国人らへの偽造在留カードなどを提供するグループのメンバー。組織の拠点是中国で日本の運転免許証や学生証なども偽造し、日本に送付していた。グループはSNSなどで依頼を受け偽造品を提供。劉容疑者は、代金の受け取り役だったとみられ、銀行口座には平成27年から令和2年2月まで、中国人など185人から計540万円が振り込まれていた。売り上げは、中国に送金していた可能性がある。逮捕容疑は、今年5月、不法残留していた中国籍の20代の女から依頼を受け、女の顔写真が印刷された偽造在留カードを中国から国際宅配便で女の自宅に郵送し、代金1万円を口座に振り込ませたとしている。劉容疑者は『偽造在留カードの代金とは知らなかった』と容疑を否認している」というもの。

在留カードは、かつて自治体が発行していた外国人登録証明書に代わり、法務省出入国在留管理庁が、観光などの短期滞在者らを除く中長期滞在者の身分証として交付している。券面には、在留資格や期間、就労の可否などの記載がある。偽造防止策として、ICチップを内蔵し、表面にホログラムも施されている。警察庁によると、偽造在留カードの所持や提供などの検挙件数が、一昨年（平成30年）には、620件あったという。

さて、偽造在留カードの売買等は、入管法によって重大犯罪として捉えられている。

法第73条の3で

- ① 行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、1年以上10年以下の懲役に処す
- ② 偽造又は変造の偽造カードを行使した者も、前項と同様とする
- ③ 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする

法第73条の4で

行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを所持した者は、5年以下の懲役又は50万以下の罰金に処す

と規定されており、偽造在留カードの売買は、1年以上10年以下の懲役刑が科せられる。本件で注目すべきは、185人も多数人が偽造在留カードを收受していたことである。

この者達は、不法残留者が大半かと思うが、多数の偽造在留カードが外国人の手に渡っていた訳であり、それだけ需要があったことに驚く。

組織の拠点は中国にあって、日本の運転免許証や学生証も偽造して日本に送っていたとあり、利用者は自らの個人情報、顔写真を密造グループに送付した上、偽造在留カードなどの作成を依頼していたようだ。

在留カードの性格は、その発給を受けた者について、法務大臣が、我が国に適法に在留していることを証明する身分証であり、在留期間の更新をはじめ、在留資格の変更、入学、就職、アルバイト、住所変更、携帯契約、医療機関の受診等その用途は多岐に渡っている。

偽造グループは、SNSで依頼を受けていたといい、報道ではグループがSNSでどういふ呼びかけをしていたのか明らかでないものの、過去の同種事件では、在留資格を「永住者」や「日本人配偶者」、就労制限の有無欄に「就労制限なし」と表示するケースがあった。

これは、日本で働くのに好都合という観点からであろう。

そこで、留学生の皆さんに注意していただきたいことがある。

まず、身近にあるSNSですが、犯罪が潜んでいそうなサイトには近寄らないで欲しい。興味本位で入ってしまうと、犯罪グループに誘い込まれる危険性がある。

名前も顔も知らない相手とSNSでつながり、見ず知らずの者からアルバイトの紹介やあっせん、あるいは携帯電話の契約等を持ちかけられ、慎重さを欠いたため、思わぬアクシデントに嵌まってしまうケースがある。

また、偽造・変造の在留カードに用いられることを知りながら、その原料となるもの（例えば顔写真など）を提供することも入管法違反である。

仮に、皆さんが、犯罪を企んでいる者から「たっぷり報酬を払う」などと言って近寄られ、在留カードに記載の住所、氏名、生年月日や顔写真の提供を求められた場合には、きっぱりと断ることである。

また、偽造や変造の在留カードでなくても、

- ・ 他人名義の在留カードを行使した
- ・ 行使の目的で他人名義の在留カードを提供し、收受し、又は所持した
- ・ 行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した

場合にも、入管法違反になる。在留カードの貸し借りは、絶対にいけません。

多数の偽造在留カードが売買されていた背景には、それだけ不正な在留カードを欲しがる外国人が多くいた訳であり、この種の犯罪対策としては、取締りとともに、需要を減らす対策が必要である。

まず、不法残留者にならないこと、不法残留者を出さないことに取組むべきである。偽造・変造の在留カードなど不正な在留カードに手を出さざるを得ない状態を作らないことである。留学生の皆さんは、自分の在留カードを盗まれ、紛失しないよう、自らでしっかりと管理していただきたい。万が一に盗難、紛失の場合は、そのことを知った日から14日以内に、住居地を管轄する地方入国在留管理局に再発行の申請をして、再交付を受けることである。